

第 3 期 三次市立保育所規模適正化基本方針について【概要版】

項目	内容
1 計画期間	<p>令和 6 年度から令和 11 年度（6 年）とします。</p> <p>（参考）第 1 期の基本方針は平成 25 年度から平成 29 年度（5 年） 第 2 期の基本方針は平成 30 年度から令和 5 年度（6 年）</p>
2 構成	<p>1 頁 「1 第 3 期三次市立保育所規模適正化基本方針策定の趣旨」</p> <p>1 頁 「2 第 3 期基本方針の期間」</p> <p>2 頁 「3 第 1 期・第 2 期基本方針における計画の実績について」</p> <p>2～7 頁 「4 保育所の現状と課題」</p> <p>7～8 頁 「5 公立保育所の規模適正化」</p> <p>8 頁 「6 公立保育所のあり方」</p> <p>9 頁 「7 推進計画」</p>
3 保育所の現状と課題について	<p>入所児童数の推移や保育サービス、職員配置などを、第 2 期基本方針が始まった平成 30 年度と令和 5 年度を比較し、主に次のことを確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童数は減少していますが、特に 3 歳未満児の保育需要は高まっており、引き続き保育士等の確保が必要です。 ・施設の耐震性能は満たしていますが、建築経過年数が 30 年を経過したものが全体の半分、その他についても 10 年以上経過したものがほとんどで、施設の維持管理に多額の経費が必要となってきました。 ・保育ニーズに応えるための財政負担は増加していますが、市の財政は、一般財源の減少、物価高騰や公債費の増加などにより、今後も厳しい状況が続くと想定されます。 <p>上記を踏まえ、限られた財源の中で子どもの育ちを保障する保育の質を保ちながら、現在提供している保育サービスを安定的・継続的に維持していくためには、規模適正化は継続して取り組んでいくことが必要です。</p>
4 適正規模の基準について	<p>適正規模の基準を次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正規模を判断するための入所児童数は、保育所の設置基準である 20 人以上を基準とする。 <p>※児童福祉法において、保育所の利用定員が 20 人以上とされていることから、全体規模は 20 人としました。</p>

項目	内容
5 公立保育所のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、保育の実施主体として、安全で安心な保育を推進するため、保育士等の研修など人材育成及び保育の質の向上に取り組むとともに、現在行っている保育サービスを継続していくことで、質の高い保育環境を維持していきます。 ・また、「三次市立保育所の民間委託に係る基本方針」を踏まえた民間委託等に取り組み、効率的かつ安定的で継続的な保育所運営を推進します。 ・公立保育所は、子育て支援の中核的な役割を担い、子育てや食育についての専門性を活かして一人ひとりの子どもの育ちを大切に丁寧な保育を行うとともに、在宅児童を含む子どもたちの成長を支える保育の拠点をめざし、保護者に対する子育て支援・援助の場として子どもの健全な発育を支援します。 ・特に、発達などに配慮を必要とする子どもや、児童虐待の防止などの家庭支援が必要な子どもについて、民間保育所及び私立保育所等の対応が困難な場合の受入先としての役割を果たします。また、保育の質の向上に向けたけん引役として、民間を含めた保育所間での情報共有を図ります。
6 推進計画	<p>(1)推進期間 第3期基本方針では、具体的な推進期間を次のとおり定め、推進計画を策定します。</p> <p>前期 令和6年度～令和8年度 後期 令和9年度～令和11年度</p> <p>(2)推進計画の方針 保育所において規模適正化の基準を満たさない場合、休所・廃止を検討します。なお、検討にあたっては、子どもの育ちを最優先に考えて進めます。</p> <p>(3)推進計画の進め方 第3期基本方針の期間において、入所児童数が20人を下回った年度を含め2年以上、20人以上の保育需要が見込めない場合、休所・廃止を検討します。</p>